

埼玉県人権施策推進指針 (第2次改定)

～お互いの人権を尊重しながら

共に生きる社会の実現を目指して～

令和4年3月



お互いの人権を尊重しながら 共に生きる社会の実現を目指して



人権は、誰もが生まれながらに持っている権利で、人が人らしく生きていくための、誰からも侵されることのない基本的な権利です。

この権利を守るためには、私たち一人一人が人権尊重の意識を高めるとともに、他の人の人権にも十分配慮した行動ができるよう、社会全体で取組を進めていくことが重要です。

埼玉県におきましては、「埼玉県人権施策推進指針」を策定し、全ての県民がお互いの人権を尊重しながら共に生きる社会の実現を目標に、国、市町村、民間団体や県民の皆様と連携し、人権に関する様々な課題の解決に取り組んでまいりました。

しかしながら、私たちの周りでは、子供に対する虐待や、女性に対する暴力、障害のある方への差別、外国人に対する偏見など様々な人権問題が存在しています。

また、LGBTQ等性の多様性の尊重、さらには新型コロナウイルス感染症に関する差別的取扱いなど、人権を取り巻く情勢はますます複雑化、多様化しています。

このような社会情勢の変化に対応するため、「埼玉県人権施策推進指針（第2次改定）」を策定いたしました。

策定に当たり御審議いただいた埼玉県人権施策懇話会委員の皆様、県民コメントによりたくさんの御提言をくださった県民の皆様に感謝申し上げます。

今後は、この指針に基づき、国、市町村、民間団体などとの連携をより一層深めて、県民一人一人の尊厳と人権が尊重される社会の実現に取り組んでまいります。

令和4年3月

埼玉県知事 大野 元裕

目次

第1章 指針の第2次改定に当たって 1

第2章 人権施策の目標 3

- 1 人権施策の基本理念 3
- 2 指針の性格 3
- 3 目標年次等 4

第3章 人権施策の推進方向 5

- I あらゆる場を通じた人権教育・啓発の推進 6
 - 1 人権教育 6
 - (1) 学校等における人権教育 6
 - (2) 家庭、地域社会における人権教育 8
 - 2 人権啓発 10
 - (1) 県民全般に対する人権啓発 10
 - (2) 県職員等に対する人権啓発 12
- II 相談・支援の推進 14
- III 県民、NPO、企業等と協働した地域づくり 16

第4章 分野別施策の推進 18

- 1 女性 18
- 2 子供 20
- 3 高齢者 22
- 4 障害のある人 24
- 5 同和問題（部落差別） 26
- 6 外国人 28
- 7 HIV感染者等 30
- 8 犯罪被害者やその家族 32
- 9 アイヌの人々 34
- 10 インターネットによる人権侵害 35
- 11 北朝鮮当局による拉致問題 37
- 12 災害時における人権への配慮 38
- 13 性的指向・性自認 39
- 14 様々な人権問題 41

第5章 推進体制 43

- 1 県の推進体制 43
- 2 国、市町村、民間団体等との連携 43

◇ 施策体系・用語解説 44

◇ 資料 54